

督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例

(松江市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 松江市税賦課徴収条例（平成17年松江市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 徴収金 市税並びにその_____延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)・(4) 略	(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 徴収金 市税並びにその <u>督促手数料</u> 、 延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)・(4) 略 <u>(督促手数料)</u> <u>第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、80円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u>
<u>第21条及び第22条 削除</u>	第22条 削除

(松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正)

第2条 松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（平成17年松江市条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
松江市税外収入金の <u>延滞金徴収</u> に関する	松江市税外収入金の督促手数料及び <u>延</u>

る条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)

第231条の3第1項及び第2項の規定により、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の公法上の市税外収入金を督促したときは、この条例の定めるところにより_____延滞金を徴収する。

(_____延滞金の額及び徴収方法)

第2条 延滞金の額は、納入通知書1通につき延滞金計算の基礎となる未納金額(1,00

0円未満の端数があるとき、又はその未納金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその延滞金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

滞金徴収に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)

第231条の3第1項及び第2項の規定により、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の公法上の市税外収入金を督促したときは、この条例の定めるところにより督促手数料及び延滞金を徴収する。

(督促手数料及び延滞金の額及び徴収方法)

第2条 督促手数料は、督促状1通につき8

0円とする。

2 延滞金の額は、納入通知書1通につき延滞金計算の基礎となる未納金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその未納金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗

2 略

3 _____延滞金の徴収方法について
市税の_____延滞金の徴収
方法の例による。

(_____延滞金の減免)

第3条 市長は、災害を受けた者その他特別
の事情があると認める者に対しては、
_____延滞金を減額し、又は免除する
ことができる。

附 則

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金
の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パ
ーセントの割合は、この規定にかかわらず、
各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合
(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)
第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合を
いう。)に年 1 パーセントの割合を加算した
割合をいう。)が年 7.3 パーセントの割合に
満たない場合には、その年中においては、
年 14.6 パーセントの割合にあってはその
年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パ
ーセントの割合を加算した割合とし、年 7.
3 パーセントの割合にあっては当該延滞金
特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加
算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パ
ーセントの割合を超える場合には、年 7.3

じて計算した金額とする。この場合において、延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその延滞金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

3 略

4 督促手数料及び延滞金の徴収方法について
市税の督促手数料及び延滞金の徴収
方法の例による。

(督促手数料及び延滞金の減免)

第3条 市長は、災害を受けた者その他特別
の事情があると認める者に対しては、督促
手数料及び延滞金を減額し、又は免除する
ことができる。

附 則

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第2条第2項に規定する延滞金
の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パ
ーセントの割合は、この規定にかかわらず、
各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合
(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)
第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合を
いう。)に年 1 パーセントの割合を加算した
割合をいう。)が年 7.3 パーセントの割合に
満たない場合には、その年中においては、
年 14.6 パーセントの割合にあってはその
年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パ
ーセントの割合を加算した割合とし、年 7.
3 パーセントの割合にあっては当該延滞金
特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加
算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パ
ーセントの割合を超える場合には、年 7.3

パーセントの割合)とする。	パーセントの割合)とする。
---------------	---------------

(松江市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 松江市国民健康保険条例（平成17年松江市条例第230号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(_____延滞金)</p> <p>第33条 _____延滞金の徴収については、<u>松江市税外収入金の延滞金徴収に関する条例</u>（平成17年松江市条例第70号）の定めるところによる。</p>	<p>(<u>督促手数料及び</u>延滞金)</p> <p>第33条 <u>督促手数料及び</u>延滞金の徴収については、<u>松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例</u>（平成17年松江市条例第70号）の定めるところによる。</p>

(松江市介護保険条例の一部改正)

第4条 松江市介護保険条例（平成17年松江市条例第232号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(_____延滞金)</p> <p>第13条 _____延滞金の徴収については、<u>松江市税外収入金の延滞金徴収に関する条例</u>（平成17年松江市条例第70号）の定めるところによる。</p>	<p>(<u>督促手数料及び</u>延滞金)</p> <p>第13条 <u>前条の規定により督促した場合の督促手数料及び</u>延滞金の徴収については、<u>松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例</u>（平成17年松江市条例第70号）の定めるところによる。</p>

(松江市道路占用料徴収条例の一部改正)

第5条 松江市道路占用料徴収条例（平成17年松江市条例第324号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

(_____延滞金)	(<u>督促手数料及び</u> 延滞金)
第6条 法第73条第2項の規定による 延滞金の徴収については、 <u>松江市税外収入金の延滞金徴収に関する条例</u> (平成17年松江市条例第70号)の <u>定めるところ</u> による。この場合において、同条例第2条第1項中 「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と読み替えるものとする。	第6条 法第73条第1項の規定により、 <u>督促手数料及び</u> 延滞金の徴収については、 <u>松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例</u> (平成17年松江市条例第70号)の <u>例</u> による。この場合において、同条例第2条第1項中「 <u>80円</u> 」とあるのは「 <u>20円</u> 」と読み替え、同条例第2項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と読み替えるものとする。

(松江市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第6条 松江市後期高齢者医療に関する条例(平成19年松江市条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(_____延滞金) 第6条 _____ 延滞金の徴収については、 <u>松江市税外収入金の延滞金徴収に関する条例</u> (平成17年松江市条例第70号)の定めるところによる。	(<u>督促手数料及び</u> 延滞金) 第6条 <u>前条の規定により督促した場合の督促手数料及び</u> 延滞金の徴収については、 <u>松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例</u> (平成17年松江市条例第70号)の定めるところによる。

(松江市子育て定住促進宅地の貸付け及び譲渡に関する条例の一部改正)

第7条 松江市子育て定住促進宅地の貸付け及び譲渡に関する条例(平成23年松江市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
(督促) 第8条 略	(督促) 第8条 略 2 貸付料が前条第2項に定める期日までに納付されない場合の督促手数料及び延滞金

	<u>の徴収については、松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(平成17年松江市条例第70号)の規定を準用する。</u>
--	--

(松江市立皆美が丘女子高等学校授業料、入学料及び受検料条例の一部改正)

第8条 松江市立皆美が丘女子高等学校授業料、入学料及び受検料条例（平成26年松江市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(<u>延滞金</u>)</p> <p>第7条 <u>延滞金の徴収については、松江市税外収入金の延滞金徴収に関する条例</u>（平成17年松江市条例第70号）の<u>定めるところ</u>による。</p>	<p>(<u>督促手数料及び延滞金</u>)</p> <p>第7条 <u>督促手数料及び延滞金の徴収については、松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例</u>（平成17年松江市条例第70号）の<u>例</u>による。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前においてこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により発した督促状に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

(松江市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部改正)

3 松江市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例（平成17年松江市条例第349号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(<u>延滞金</u>)</p> <p>第11条 管理者は、第6条第3項の納付期限までに負担金等を納付しない者があるとき</p>	<p>(<u>延滞金</u>)</p> <p>第11条 管理者は、第6条第3項の納付期限までに負担金等を納付しない者があるとき</p>

は、次の各号に掲げる負担金等の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

(1) 略

(2) 分担金 松江市税外収入金の延滞金徴収に関する条例 (平成17年松江市条例第70号)の定めるところによる。

2~5 略

は、次の各号に掲げる負担金等の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

(1) 略

(2) 分担金 松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例 (平成17年松江市条例第70号)の例による。

2~5 略